

# ノー残業デーに関する通達

2020年12月1日

## (目的)

**第1条** 以下の目的を達成するために「ノー残業デー」を実施する。

- ① プライベートの充実を図る。
- ② 社員同士の交流を盛んにする。
- ③ 健全な働き方への社内意識を高める。

## (規定)

**第2条** 「ノー残業デー」は以下の通りである。

- ① 毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、原則として18時までに退社するものとする。
- ② 特に理由もなく「ノー残業デー」を順守しない者には、場合によっては面談などを行う場合がある。